

## 新旧対照表：HELLO CYCLING 利用規約（2026年2月3日改定）

※下線部は変更箇所を示します。

現行	改定後
<p><b>【新設】</b></p> <p><b>第1条（本規約の適用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>【略】</b></li> <li><b>【略】</b></li> <li>OS が別途制定するプライバシーポリシー、OS 又は運営事業者が本アプリ上 その他の方法により<u>利用者等</u>（第2条において定義します。）に対して通知する本シェアサイクルサービスの御案内、ガイドライン及び利用上の注意等（以下「本御案内等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。</li> <li><u>利用者等</u>は、本規約に従って本シェアサイクルサービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り、本シェアサイクルサービスを利用することはできないものとします。利用者が本シェアサイクルサービスを利用した時点で本規約に同意したものとみなします。</li> <li><u>利用者は、本規約に従い、随伴者（第2条において定義します。）に対して本シェアサイクルサービスを利用させることができます、その場合、随伴者に対し、本規約を遵守させるものとします。また、利用者は、随伴者による本規約への違反等について、随伴者と連帶して、OS 及び運営事業者に対して、一切の責任を負うものとします。</u></li> <li>本シェアサイクルサービスの利用のために本アプリ（第2条において定義します。）を利用する利用者は、本規約の他、OS が定める「HELLO CYCLING アプリ利用規約」に同意するものとします。本シェアサイクルサービスの利用のために本アプリを利用する利用者が本シェアサイクルサービスを利用した時点で、「HELLO CYCLING アプリ利用規約」に同意したものとみなされます。</li> </ol>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条（本規約の適用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>【現行どおり】</b></li> <li><b>【現行どおり】</b></li> <li>OS が別途制定するプライバシーポリシー、OS 又は運営事業者が本アプリ上 その他の方法により<u>利用者</u>（第2条において定義します。）に対して通知する本シェアサイクルサービスの御案内、ガイドライン及び利用上の注意等（以下「本御案内等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。</li> <li><u>利用者は、本規約に従って本シェアサイクルサービスを利用するものとし、本規約に同意しない限り、本シェアサイクルサービスを利用することはできないものとします。利用者が本シェアサイクルサービスを利用した時点で本規約に同意したものとみなします。</u></li> </ol> <p><b>【削除】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>本シェアサイクルサービスの利用のために本アプリ（第2条において定義します。）を利用する利用者は、本規約の他、OS が定める「HELLO CYCLING アプリ利用規約」に同意するものとします。本シェアサイクルサービスの利用のために本アプリを利用する利用者が本シェアサイクルサービスを利用した時点で、「HELLO CYCLING アプリ利用規約」に同意したものとみなされます。</u></li> </ol>

## 第2条(定義)

本規約における用語は、次の意味を有するものとします。

### 本アプリサービス

OS が提供する「HELLO CYCLING」に関するアプリケーション又はウェブサイト等のサービスの一切をいいます（OS と提携する事業者が運営するアプリケーションを経由して OS がミニプログラムとして提供する「HELLO CYCLING」に関するサービスを含みます。）。なお、「HELLO CYCLING」に関するアプリケーション及び当該ミニプログラムを特に「本アプリ」といいます。

### 本シェアサイクルサービス

**【略】**

### 本自転車等利用契約

**【略】**

### 運営事業者

**【略】**

### 利用者

**【略】**

### 随伴者

利用者が運営事業者との間で本自転車等利用契約を締結するにあたり、利用者が本シェアサイクルサービスの利用を認められた者をいいます。

### 利用者等

利用者及び随伴者の総称をいいます。

### 本自転車等

## 第2条(定義)

本規約における用語は、次の意味を有するものとします。

### 本アプリサービス

OS が提供する「HELLO CYCLING」（連携するサービスを含む。以下、本規約において同様とします。）に関するアプリケーション又はウェブサイト等のサービスの一切をいいます（OS と提携する事業者が運営するアプリケーションを経由して OS がミニプログラムとして提供する「HELLO CYCLING」に関するサービスを含みます。）。なお、「HELLO CYCLING」に関するアプリケーション及び当該ミニプログラムを特に「本アプリ」といいます。

### 本シェアサイクルサービス

**【現行どおり】**

### 本自転車等利用契約

**【現行どおり】**

### 運営事業者

**【現行どおり】**

### 利用者

**【現行どおり】**

**【削除】**

**【削除】**

### 本自転車等

本シェアサイクルサービスにおいて運営事業者が利用者に対して貸し出す自転車、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車その他移動手段をいいます。

専用自転車等

【略】

備品

【略】

ステーション

【略】

専用ステーション

【略】

ラック

【略】

スマートロック

【略】

解錠パスコード

OS が本アプリ上において発行する、スマートロックを解錠するための4桁の番号をいいます。

IC カード

【略】

HELLO CARD

【略】

HELLO CARD 残高

【略】

HELLO マイル

OS が発行する、本シェアサイクルサービスの利用のために用いることができる残高をいいます。

クーポン

本シェアサイクルサービスにおいて運営事業者が利用者に対して貸し出す自転車、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車その他移動手段をいいます。

専用自転車等

【現行どおり】

備品

【現行どおり】

ステーション

【現行どおり】

専用ステーション

【現行どおり】

ラック

【現行どおり】

スマートロック

【現行どおり】

【削除】

IC カード

【現行どおり】

HELLO CARD

【現行どおり】

HELLO CARD 残高

【現行どおり】

【削除】

クーポン

<p>【略】</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p><b>第3条 (本規約の変更)</b></p> <p>OS 及び運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>利用者等</u>の事前の承諾を得ることなく、本規約の全部又は一部を変更することができます。</p> <p>(1)本規約の変更が、<u>利用者等</u>の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2) 【略】</p>	<p><b>第3条 (本規約の変更)</b></p> <p>OS 及び運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>利用者</u>の事前の承諾を得ることなく、本規約の全部又は一部を変更することができます。</p> <p>(1)本規約の変更が、<u>利用者</u>の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2) 【現行どおり】</p>
<p><b>第4条 (本シェアサイクルサービスの内容の変更・廃止)</b></p> <p>1.OS 及び運営事業者は、OS 又は運営事業者の判断により、<u>利用者等</u>に対して事前に通知を行うことなく、本シェアサイクルサービスの内容の変更（なお、本シェアサイクルサービスの提供エリアの変更又はステーションの増設若しくは閉鎖等を含みますがこれらに限りません。）を行うことができます。</p> <p>2. 【略】</p> <p>3.OS 及び運営事業者が、前二項の対応を行うことにより、<u>利用者等</u>に損害又は不利益が生じたとしても、OS 及び運営事業者は何ら責任を負わないものとします。</p> <p>4.OS 及び運営事業者は、第1項又は第2項の対応を行う場合であっても、法令等に別段の定めがある場合を除き、利用者に対して HELLO CARD 残高又は <u>HELLO マイル</u>の返還を行わないものとし、利用者はこれについて異議なく承諾します。</p>	<p><b>第4条 (本シェアサイクルサービスの内容の変更・廃止)</b></p> <p>1.OS 及び運営事業者は、OS 又は運営事業者の判断により、<u>利用者</u>に対して事前に通知を行うことなく、本シェアサイクルサービスの内容の変更（なお、本シェアサイクルサービスの提供エリアの変更又はステーションの増設若しくは閉鎖等を含みますがこれらに限りません。）を行うことができます。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3.OS 及び運営事業者が、前二項の対応を行うことにより、<u>利用者</u>に損害又は不利益が生じたとしても、OS 及び運営事業者は何ら責任を負わないものとします。</p> <p>4.OS 及び運営事業者は、第1項又は第2項の対応を行う場合であっても、法令等に別段の定めがある場合を除き、利用者に対して HELLO CARD 残高の返還を行わないものとし、利用者はこれについて異議なく承諾します。</p>
<p>【新設】</p>	<p><b>第2章 本自転車等及びステーションの利用</b></p>
<p><b>第5条 (本自転車等の利用開始等)</b></p> <p>1.利用者は、本シェアサイクルサービスを利用して本自転車等の借り受けを希望する場合、本アプリ上において、ステーション及び自転車等 <u>(随伴者が利用する自転車等を含みます。)</u> を指定の上、本自転車等の借り受けにかかる予約を行うものとします（QR コード読み取り、IC カード又は HELLO</p>	<p><b>第5条 (本自転車等の利用開始等)</b></p> <p>1.利用者は、本シェアサイクルサービスを利用して本自転車等の借り受けを希望する場合、本アプリ上において、ステーション及び自転車等を指定の上、本自転車等の借り受けにかかる予約を行うものとします（QR コード読み取り、IC カード又は HELLO CARD を用いる場合、予約は必要ありません。）。</p>

CARD を用いる場合、予約は必要ありません。)。なお、利用者が予約を行った後、本アプリ上に表示される時間内にスマートロックの解錠を完了しないときは、当該予約は自動的に取り消されるものとし、利用者等はこれに異議なく承諾するものとします。

2.利用者等は、前項に基づき予約を行った後、ステーションに出向き、予約した本自転車等が利用できる状態であることをその場で確認した上で、本アプリ上に表示される解錠ボタンによって、本自転車等のスマートロックを解錠するものとします (IC カード又は HELLO CARD を用いる場合、これらを用いてスマートロックを解錠するものとします。)。利用者等が、本自転車等のスマートロックを解錠した時点において、利用者と運営事業者との間に、本自転車等利用契約が成立し、利用者による本自転車等の利用が開始するものとします。

3.前項の定めに違反して解錠したことにより、本自転車等の所在が不明になった場合、利用者等は、OS 又は運営事業者に対して損害賠償責任を負うものとします。

4.利用者等は、スマートロックを解錠するにあたり、本自転車等のブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、スマートロックの可動、バッテリー残量、サドルの高低調整、ライトの点灯等、OS 又は運営事業者所定の事項について十分に確認し、安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。当該確認において、本自転車等の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見した場合、利用者は、OS 又は運営事業者に対して、直ちに本アプリ上において通知し、本自転車等の利用を中止するものとします。利用者が当該通知をせず、本自転車等を利用した場合、本自転車等利用契約締結時において、本自転車等に損傷、備品の紛失及び整備不良等は存在していなかったものとみなされ、OS 又は運営事業者は、利用者からの返金等の対応に応じないものとします。

5.利用者は、自転車等の解錠に関する操作 (アプリ上の解錠ボタン押下、又は解錠パスコードや IC カードの管理並びに随伴者に対する解錠パスコードの

なお、利用者が予約を行った後、本アプリ上に表示される時間内にスマートロックの解錠を完了しないときは、当該予約は自動的に取り消されるものとし、利用者等はこれに異議なく承諾するものとします。

2.利用者等は、前項に基づき予約を行った後、ステーションに出向き、予約した本自転車等が利用できる状態であることをその場で確認した上で、本アプリ上に表示される解錠ボタンによって、本自転車等のスマートロックを解錠するものとします (IC カード又は HELLO CARD を用いる場合、これらを用いてスマートロックを解錠するものとします。)。利用者等が、予約を完了した時点又は本自転車等のスマートロックを解錠した時点のいずれか早い時点において、利用者と運営事業者との間に、本自転車等利用契約が成立し、利用者による本自転車等の利用が開始するものとします。

3.前項の定めに違反して解錠したことにより、本自転車等の所在が不明になった場合、利用者等は、OS 又は運営事業者に対して損害賠償責任を負うものとします。

4.利用者等は、スマートロックを解錠するにあたり、本自転車等のブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、スマートロックの可動、バッテリー残量、サドルの高低調整、ライトの点灯、反射板の汚損破損状況、泥除けの固定具合等、OS 又は運営事業者所定の事項について十分に確認し、安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。当該確認において、本自転車等の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見した場合、利用者は、OS 又は運営事業者に対して、直ちに本アプリ上において通知し、本自転車等の利用を中止するものとします。利用者が当該通知をせず、本自転車等を利用した場合、本自転車等利用契約締結時において、本自転車等に損傷、備品の紛失及び整備不良等は存在していなかったものとみなされ、OS 又は運営事業者は、利用者からの返金等の対応に応じないものとします。

5.利用者は、自転車等の解錠に関する操作 (アプリ上の解錠ボタン押下、又は IC カードの管理を含みます。) について一切の責任を負うものとします。OS

共有を含みます。)について一切の責任を負うものとします。OS 及び運営事業者は、アプリ上の解錠ボタン押下、解錠パスコード又は IC カードを使用して行われた本シェアサイクルサービスの利用 (随伴者による利用も含みます。)については、利用者による利用とみなすものとし、利用者は、予めこれを承諾するものとします。

## 6. 【略】

### 第 6 条 (クーポンの利用等)

1. 利用者等は、OS 又は運営事業者が発行するクーポンについて、有効期限が設定され、有効期限内に利用しない場合には、失効することを予め承諾するものとします。
2. 利用者等がクーポンを利用する際には、第 5 条第 2 項に定める本自転車等の利用開始時までにクーポン適用にかかる設定を行う必要があり、本自転車等の利用開始後に事後的にクーポンを適用することはできないものとします。
3. 利用者等が HELLO CYCLING から退会した場合、HELLO CYCLING がサービスを終了した場合その他 OS 又は運営事業者が別途定める場合、クーポンは失効するものとします。
4. 利用者等は、クーポンを現金その他方法により換金することはできないものとします。
5. 利用者等は、クーポンを自ら利用するものとし、クーポンを第三者に譲渡し、又は承継等させることはできないものとします。

### 第 7 条 (本自転車等の返却等)

1. 利用者等は、本アプリ上に表示される返却可能なステーション上のラックに本自転車等を格納の上、本自転車等のスマートロックの施錠を行い、所定の返却操作を行うものとします。本自転車等利用契約は、スマートロックの施錠・返却操作が正常に行われた後、本アプリ上に返却完了通知が送信された時点で、終了するものとします。
2. OS 及び運営事業者は、利用者等による返却手続が完了しないまま所定の時間を経過した場合又は利用者が第 10 条に規定する禁止行為を含む本規約の規

及び運営事業者は、アプリ上の解錠ボタン押下、又は IC カードを使用して行われた本シェアサイクルサービスの利用については、利用者による利用とみなすものとし、利用者は、予めこれを承諾するものとします。

## 6. 【現行どおり】

### 第 6 条 (クーポンの利用等)

1. 利用者は、OS 又は運営事業者が発行するクーポンについて、有効期限が設定され、有効期限内に利用しない場合には、失効することを予め承諾するものとします。
2. 利用者がクーポンを利用する際には、第 5 条第 2 項に定める本自転車等の利用開始時までにクーポン適用にかかる設定を行う必要があり、本自転車等の利用開始後に事後的にクーポンを適用することはできないものとします。
3. 利用者が HELLO CYCLING から退会した場合、HELLO CYCLING がサービスを終了した場合その他 OS 又は運営事業者が別途定める場合、クーポンは失効するものとします。
4. 利用者は、クーポンを現金その他方法により換金することはできないものとします。
5. 利用者は、クーポンを自ら利用するものとし、クーポンを第三者に譲渡し、又は承継等させることはできないものとします。

### 第 7 条 (本自転車等の返却等)

1. 利用者は、本アプリ上に表示される返却可能なステーション上のラックに本自転車等を格納の上、本自転車等のスマートロックの施錠を行い、所定の返却操作を行うものとします。本自転車等利用契約は、スマートロックの施錠・返却操作が正常に行われた後、本アプリ上に返却完了通知が送信された時点で、終了するものとします。
2. OS 及び運営事業者は、利用者による返却手続が完了しないまま所定の時間を経過した場合又は利用者が第 10 条に規定する禁止行為を含む本規約の規定

定に違反しているものと合理的に認めた場合、催告等なくして本自転車等利用契約を解除し、返却手続を完了することができます。但し、OS 及び運営事業者は利用者に対し、解除及び返却にかかる義務は負わないものとします。利用者等は、OS 及び運営事業者の対応に異議を述べず、利用者は、返却手続が完了した時点までの利用料金を支払うものとします。

3.利用者は、運営事業者以外の第三者が運営する有料駐輪場に自己又は随伴者が本自転車等を駐輪している場合、又は利用中の本自転車等が撤去され保管所に移動している場合などにおいて、OS 又は運営事業者が費用の支出を行った場合、OS 又は運営事業者からの請求に従い、直ちに当該費用相当額について支払うものとします。

4.利用者等は、本自転車等の返却にあたり、本自転車等に残置物がないことを確認するものとし、OS 及び運営事業者はこれらの残置物について一切の責任を負いません。

5.利用者等は、本アプリ上に表示される返却可能なステーションへの本自転車等の返却が不可能である等の事情が生じた場合、利用者が本アプリ上において OS 又は運営事業者に対して通知した上で、OS 又は運営事業者の指示に従うものとします。

6.利用者等は、本自転車等の返却にあたり、通常の使用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、備品を含む本自転車等の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が生じた場合、これにより OS 又は運営事業者に生じた損害を賠償するものとします。

7.利用者等は、バッテリーの充電切れにより本自転車等の継続利用ができなくなった場合、本自転車等が未施錠の状態でステーションに返却しなかった場合、又は本自転車等を返却できない場所に本自転車等を放置した場合など、本自転車等を返却状態に復帰させることが困難になった場合には、本アプリ上において OS 又は運営事業者に対して通知の上、本自転車等の回収のために発生する費用を支払うものとします。

8.利用者等は、以下に従い、本自転車等の返却を行うものとします。利用者等が以下に定める返却先のステーション以外のステーションに本自転車等を放

に違反しているものと合理的に認めた場合、催告等なくして本自転車等利用契約を解除し、返却手続を完了することができます。但し、OS 及び運営事業者は利用者に対し、解除及び返却にかかる義務は負わないものとします。利用者は、OS 及び運営事業者の対応に異議を述べず、利用者は、返却手続が完了した時点までの利用料金を支払うものとします。

3.利用者は、運営事業者以外の第三者が運営する有料駐輪場に自らが本自転車等を駐輪している場合、又は利用中の本自転車等が撤去され保管所に移動している場合などにおいて、OS 又は運営事業者が費用の支出を行った場合、OS 又は運営事業者からの請求に従い、直ちに当該費用相当額について支払うものとします。

4.利用者は、本自転車等の返却にあたり、本自転車等に残置物がないことを確認するものとし、OS 及び運営事業者はこれらの残置物について一切の責任を負いません。

5.利用者は、本アプリ上に表示される返却可能なステーションへの本自転車等の返却が不可能である等の事情が生じた場合、利用者が本アプリ上において OS 又は運営事業者に対して通知した上で、OS 又は運営事業者の指示に従うものとします。

6.利用者は、本自転車等の返却にあたり、通常の使用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、備品を含む本自転車等の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が生じた場合、これにより OS 又は運営事業者に生じた損害を賠償するものとします。

7.利用者は、バッテリーの充電切れにより本自転車等の継続利用ができなくなった場合、本自転車等が未施錠の状態でステーションに返却しなかった場合、又は本自転車等を返却できない場所に本自転車等を放置した場合など、本自転車等を返却状態に復帰させることが困難になった場合には、本アプリ上において OS 又は運営事業者に対して通知の上、本自転車等の回収のため発生する費用を支払うものとします。

8.利用者は、以下に従い、本自転車等の返却を行うものとします。利用者が以下に定める返却先のステーション以外のステーションに本自転車等を放

置した場合には、理由の如何を問わず、返却とはみなされず、利用者は、OS又は運営事業者に対して、本自転車等を返却先のステーションに再配置するために発生する費用を支払うものとします。

(1) 【略】

(2) 【略】

9. 利用者等は、返却を希望するステーションに返却可能な枠があることをアプリ上で確認した上で本自転車等を返却するものとします。ステーション現地にラックの空きがある場合でも、アプリ上の表示が満車の場合は返却することができません。

10. 【略】

#### 第8条（利用者等の管理責任）

1. 利用者等は、善良な管理者の注意義務をもって、本自転車等を使用及び管理等するものとします。

2.～4. 【略】

#### 第9条（事故処理）

1. 利用者等は、本自転車等に係る事故（事故の大小又は種別を問いません。）が発生したときは、自らその責任を負うものとします。また、事故によりOS及び運営事業者に損害が生じた場合、利用者等は、OS及び運営事業者に生じた一切の損害（対応に要した費用等を含みます。）を賠償するものとします。

2. 利用者等は、本自転車等に係る事故が発生したときは、各種法令又は規則等において求められる義務の他、以下の対応を行うものとします。

(1) 【略】

(2) 【略】

3. 利用者等は、事故が生じた本自転車等について、OS又は運営事業者の指示に従い、返却するものとします。なお、当該返却においてOS又は運営事業者が利用者等に代わって費用を支出した場合、利用者等は当該費用を直ちにOS又は運営事業者に対して支払うものとします。

た場合には、理由の如何を問わず、返却とはみなされず、利用者は、OS又は運営事業者に対して、本自転車等を返却先のステーションに再配置するために発生する費用を支払うものとします。

(1) 【現行どおり】

(2) 【現行どおり】

9. 利用者は、返却を希望するステーションに返却可能な枠があることをアプリ上で確認した上で本自転車等を返却するものとします。ステーション現地にラックの空きがある場合でも、アプリ上の表示が満車の場合は返却することができません。

10. 【現行どおり】

#### 第8条（利用者の管理責任）

1. 利用者は、善良な管理者の注意義務をもって、本自転車等を使用及び管理等するものとします。

2.～4. 【現行どおり】

#### 第9条（事故処理）

1. 利用者は、本自転車等に係る事故（事故の大小又は種別を問いません。）が発生したときは、自らその責任を負うものとします。また、事故によりOS及び運営事業者に損害が生じた場合、利用者は、OS及び運営事業者に生じた一切の損害（対応に要した費用等を含みます。）を賠償するものとします。

2. 利用者は、本自転車等に係る事故が発生したときは、各種法令又は規則等において求められる義務の他、以下の対応を行うものとします。

(1) 【現行どおり】

(2) 【現行どおり】

3. 利用者は、事故が生じた本自転車等について、OS又は運営事業者の指示に従い、返却するものとします。なお、当該返却においてOS又は運営事業者が利用者に代わって費用を支出した場合、利用者は当該費用を直ちにOS又は運営事業者に対して支払うものとします。

## 第10条（禁止行為）

1. 利用者等は、本シェアサイクルサービスの利用において、次の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 利用者等が未成年者である場合に、法定代理人の同意を得ずに本シェアサイクルサービスを利用する行為
  - (2) 本シェアサイクルサービスの利用料金その他本規約に定める費用等の不払い
  - (3) 無謀運転、酒気帯び運転等、法令、規則、条例等に違反する行為
  - (4) 本自転車等の乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での使用
  - (5) 歩行者などの通行障害となり得る一切の行為
  - (6) 本自転車等又は備品の改造、取り外し等の行為
  - (7) 条例が定める自転車等放置禁止区域内、私有地、その他通行の障害となり得る場所での駐輪行為
  - (8) 本自転車等が故障しているにも拘らず利用を継続する行為
  - (9) 本自転車等を移動以外の目的で利用する行為
  - (10) 利用中の一時駐輪など、返却以外の目的で本自転車等を格納する行為
  - (11) ヘルメットを着用せずに使用する行為
  - (12) 身長 145cm に満たない状態で本シェアサイクルサービスを利用する行為
- 【新設】
  - (13) その他、法令又は公序良俗に違反する行為及び OS 又は運営事業者が定める内容に違反する行為
2. 利用者等は、前条各号の禁止行為に違反した場合、これにより OS 又は運営事業者に生じた一切の損害を第 18 条に基づき賠償するとともに、OS 又は運営事業者は、当該利用者に対し、本アプリサービス又は本シェアサイクルサービスの利用の全部若しくは一部をお断りする（利用を一時的に停止する場合を含みます。）など、必要な措置を講ずることができます。

## 第10条（禁止行為）

1. 利用者は、本シェアサイクルサービスの利用において、次の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 利用者が未成年者である場合に、法定代理人の同意を得ずに本シェアサイクルサービスを利用する行為
  - (2) 本シェアサイクルサービスの利用料金その他本規約に定める費用等の不払い
  - (3) 無謀運転、酒気帯び運転等、法令、規則、条例等に違反する行為
  - (4) 本自転車等の乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での使用
  - (5) 歩行者などの通行障害となり得る一切の行為
  - (6) 本自転車等又は備品の改造、取り外し等の行為
  - (7) 条例が定める自転車等放置禁止区域内、私有地、その他通行の障害となり得る場所での駐輪行為
  - (8) 本自転車等が故障しているにも拘らず利用を継続する行為
  - (9) 本自転車等を移動以外の目的で利用する行為
  - (10) 利用中の一時駐輪など、返却以外の目的で本自転車等を格納する行為
  - (11) 交通法規（ヘルメット着用に関する義務を含みます）を遵守せずに使用する行為
  - (12) 身長 145cm に満たない状態で本シェアサイクルサービスを利用する行為
  - (13) 本自転車等を利用者本人以外の者に利用させ、又は利用者本人以外の者が利用しうる状態におく行為
- (14) その他、法令又は公序良俗に違反する行為及び OS 又は運営事業者が定める内容に違反する行為
2. 利用者は、前項各号の禁止行為に違反した場合、これにより OS 又は運営事業者に生じた一切の損害を第 18 条に基づき賠償するとともに、OS 又は運営事業者は、当該利用者に対し、本アプリサービス又は本シェアサイクルサービスの利用の全部若しくは一部をお断りする（利用を一時的に停止する場合を含みます。）など、必要な措置を講ずることができます。

<p><b>第 11 条 (本シェアサイクルサービスの利用料金等)</b></p> <p>1.利用者は、本シェアサイクルサービスを利用するにあたり、本アプリ上において表示される利用料金（時間単位で課金される料金については、本自転車等利用契約の有効期間中、課金されるものとし、以下「利用料金」といいます。）を、<u>随伴者にかかる利用料金も含め</u>、本アプリ上において表示される決済手段により支払うものとします。</p> <p>2. 【略】</p>	<p><b>第 11 条 (本シェアサイクルサービスの利用料金等)</b></p> <p>1.利用者は、本シェアサイクルサービスを利用するにあたり、本アプリ上において表示される利用料金（時間単位で課金される料金については、本自転車等利用契約の有効期間中、課金されるものとし、以下「利用料金」といいます。）を、本アプリ上において表示される決済手段により支払うものとします。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>
<p><b>第 12 条 (HELLO CARD 残高の使用)</b></p> <p>1.～5. 【略】</p>	<p><b>第 12 条 (HELLO CARD 残高の使用)</b></p> <p>1.～5. 【現行どおり】</p>

<p><b>第13条 (HELLO マイルの使用)</b></p> <p>1.利用者は、OS が別途定める方法に従い、HELLO マイルを利用料金の支払いのために使用することができます。</p> <p>2.利用者は、OS 所定の方法により、HELLO マイルを本アプリ上にチャージすることができます。</p> <p>3.HELLO マイルの有効期限は、HELLO マイルが本アプリ上に記録された日の翌日から起算して 180 日間となります。利用者は、当該期間経過後は、HELLO マイルを使用することができません。</p> <p>4.利用者は、HELLO マイルについて、他の利用者に移転又は譲渡等することはできません。</p> <p>5.利用者は、HELLO マイルの管理について一切の責任を負うものとします。OS は、当該 HELLO マイルを使用して行われた本シェアサイクルサービスの利用については、利用者による利用とみなすものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。</p> <p>6.OS は、如何なる理由であっても、HELLO マイルの残高に関し、払い戻し又は補償をいたしません。</p>	<p><b>【削除】</b></p>
<p><b>第14条 (本シェアサイクルサービスの中断)</b></p> <p>1.OS 及び運営事業者は、以下の各号の事由が生じた場合、<u>利用者等</u>に事前に通知することなく、本シェアサイクルサービスの全部又は一部の提供を中止又は中断等ができるものとします。</p> <p>(1)本アプリ又は本シェアサイクルサービスに関するメンテナンスを定期的又は緊急に行う場合</p> <p>(2)アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</p> <p>(3)<u>利用者等</u>のセキュリティ又は安全を確保する必要が生じた場合</p> <p>(4)電気通信事業者の役務が十分に提供されない場合</p> <p>(5)天災、法令改正等の不可抗力により本シェアサイクルサービスの提供が困難な場合</p>	<p><b>第13条 (本シェアサイクルサービスの中断)</b></p> <p>1.OS 及び運営事業者は、以下の各号の事由が生じた場合、<u>利用者</u>に事前に通知することなく、本シェアサイクルサービスの全部又は一部の提供を中止又は中断等ができるものとします。</p> <p>(1)本アプリ又は本シェアサイクルサービスに関するメンテナンスを定期的又は緊急に行う場合</p> <p>(2)アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</p> <p>(3)<u>利用者</u>のセキュリティ又は安全を確保する必要が生じた場合</p> <p>(4)電気通信事業者の役務が十分に提供されない場合</p> <p>(5)天災、法令改正等の不可抗力により本シェアサイクルサービスの提供が困難な場合</p>

<p>(6)ステーションが設置された土地や施設に起因する事由によりステーションが休止又は閉鎖になった場合</p> <p>(7)その他前各号に準じOS及び運営事業者が必要と判断した場合</p> <p>2.本条に基づくOS及び運営事業者の措置により<u>利用者等</u>に何らかの損害が発生した場合であっても、OS及び運営事業者は何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>(6)ステーションが設置された土地や施設に起因する事由によりステーションが休止又は閉鎖になった場合</p> <p>(7)その他前各号に準じOS及び運営事業者が必要と判断した場合</p> <p>2.本条に基づくOS及び運営事業者の措置により<u>利用者</u>に何らかの損害が発生した場合であっても、OS及び運営事業者は、<u>OS及び運営事業者に故意又は重大な過失がある場合を除き、何らの責任も負わないものとします。</u></p>
--	---

<p><b>【新設】</b></p>	<p><b>第14条（ステーション利用にあたっての遵守事項）</b></p> <p>1.利用者は、ステーションにおいて、本シェアサイクルサービスを利用するにあたって以下の事項を遵守するものとします。</p> <p>(1)各ステーションの使用可能時間帯や使用可能領域を守って駐車すること</p> <p>(2)ステーションに危険物を持ち込まないこと</p> <p>(3)ステーションにゴミ等放置しないこと</p> <p>(4)ステーションの近隣では騒音を出さないこと</p> <p>(5)他の車両及びラック等のステーション備品等を滅失、汚損又は毀損させないこと</p> <p>(6)前各号のほか、OS及び運営事業者が特に禁止する行為を行わないこと</p> <p>2.利用者が前項各号の禁止行為を行った場合、OS及び運営事業者は、当該利用者に対して直ちにステーションからの退去を求めることができるほか、撤去費用、清掃費用及び設備の修繕費用その他生じた損害の賠償を請求することができるものとします。</p>
--------------------	---

<p><b>【新設】</b></p>	<p><b>第3章 一般条項</b></p>
<p><b>第15条（解除）</b></p> <p>1.OS及び運営事業者は、<u>利用者等</u>に以下の各号の一に該当する事由が発生したときは、直ちに本自転車等利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)利用者が本規約第10条若しくは第21条を含む本規約の規定又は「HELLO CYCLING アプリ利用規約」の規定に違反したとき</p>	<p><b>第15条（解除）</b></p> <p>1.OS及び運営事業者は、<u>利用者</u>に以下の各号の一に該当する事由が発生したときは、直ちに本自転車等利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)利用者が本規約第10条若しくは第21条を含む本規約の規定又は「HELLO CYCLING アプリ利用規約」の規定に違反したとき</p>

<p>(2)利用者等による本自転車等の返却手続が完了しないまま OS 及び運営事業者所定の時間が経過したとき</p> <p>2.前項による解除は、OS 及び運営事業者から利用者に対する損害賠償請求を妨げません。</p>	<p>(2)利用者による本自転車等の返却手続が完了しないまま OS 及び運営事業者所定の時間が経過したとき</p> <p>2.前項による解除は、OS 及び運営事業者から利用者に対する損害賠償請求を妨げません。</p>
<p><b>第 16 条（秘密保持）</b></p> <p>利用者等は、本シェアサイクルサービスの利用において取得した情報（利用者の利用履歴を除きます。）について、OS の承諾なく、本シェアサイクルサービスの利用の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとします。</p>	<p><b>第 16 条（秘密保持）</b></p> <p>利用者は、本シェアサイクルサービスの利用において取得した情報（利用者の利用履歴を除きます。）について、OS の承諾なく、本シェアサイクルサービスの利用の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとします。</p>
<p><b>第 17 条（知的財産権）</b></p> <p>本アプリ、本アプリサービス及び本シェアサイクルサービスに関する特許権、著作権、意匠権、実用新案権、商標権等の一切の知的財産権は OS 又は権利者である第三者に帰属するものとし、本規約は、利用者等に対してシェアサイクルサービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用を許諾することを意味するものではありません。</p>	<p><b>第 17 条（知的財産権）</b></p> <p>本アプリ、本アプリサービス及び本シェアサイクルサービスに関する特許権、著作権、意匠権、実用新案権、商標権等の一切の知的財産権は OS 又は権利者である第三者に帰属するものとし、本規約は、利用者に対してシェアサイクルサービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用を許諾することを意味するものではありません。</p>
<p><b>第 18 条（損害賠償）</b></p> <p>1.利用者等は、本規約の違反により、OS、運営事業者若しくは第三者に損害を生じさせた場合、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>2.利用者等は、本自転車等の盗難（故意の隠匿を含みます。）が生じた場合、本自転車等に破壊又は損傷等が生じた場合、OS、運営事業者又は第三者に対し、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3.利用者等は、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、OS 又は運営事業者に対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割計算によります。）による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p><b>第 18 条（損害賠償）</b></p> <p>1.利用者は、本規約の違反により、OS、運営事業者若しくは第三者に損害を生じさせた場合、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>2.利用者は、本自転車等の盗難（故意の隠匿を含みます。）が生じた場合、本自転車等に破壊又は損傷等が生じた場合、OS、運営事業者又は第三者に対し、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3.利用者は、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、OS 又は運営事業者に対し年率 14.6% の割合（1 年を 365 日とする日割計算によります。）による遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p><b>第 19 条（責任の制限等）</b></p> <p>1.本シェアサイクルサービスが利用者等の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこ</p>	<p><b>第 19 条（責任の制限等）</b></p> <p>1.本シェアサイクルサービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこ</p>

と及び利用結果を含め、OS 及び運営事業者は、利用者等に対し、本シェアサイクルサービスに関する何らの保証を行うものではありません。

2.利用者等は、自らの費用と責任において、必要に応じ、自らのデータのバックアップを行うものとします。OS 及び運営事業者は、本シェアサイクルサービスの利用に伴い、データの消失若しくは破損等が生じた場合であっても、その理由の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。

### 3. 【略】

#### (1) 【略】

(2)本自転車等利用契約締結時に通常発見することができない問題が生じていることが当該契約締結後に発覚し、これにより本自転車等の利用が不可能となった場合（但し、利用者等が本規約第5条4項に規定する車体確認を十分に行わなかった場合はこの限りではありません。）

4.本アプリサービス、本シェアサイクルサービスに関連して OS 及び運営事業者が負う損害賠償義務は、損害の原因となった本自転車等の利用にかかる利用料金の金額を上限として、利用者に直接かつ現実に生じた損害の賠償に限られるものとし、それ以外の損害については責任を負いません。本アプリサービス、本シェアサイクルサービスを利用できなかつたために発生した代替交通手段の費用やその他通信費などは対象外となります。なお、前項に基づき OS 又は運営事業者が返金を行った場合、当該返金の金額は、OS 及び運営事業者の損害賠償債務に充当されるものとし、利用者等はこれについて予め承諾するものとします。

及び利用結果を含め、OS 及び運営事業者は、利用者に対し、本シェアサイクルサービスに関する何らの保証を行うものではありません。

2.利用者は、自らの費用と責任において、必要に応じ、自らのデータのバックアップを行うものとします。OS 及び運営事業者は、本シェアサイクルサービスの利用に伴い、データの消失若しくは破損等が生じた場合であっても、OS 及び運営事業者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その理由の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。

### 3. 【現行どおり】

#### (1) 【現行どおり】

(2)本自転車等利用契約締結時に通常発見することができない問題が生じていることが当該契約締結後に発覚し、これにより本自転車等の利用が不可能となった場合（但し、利用者が本規約第5条4項に規定する車体確認を十分に行わなかつた場合はこの限りではありません。）

4.本アプリサービス、本シェアサイクルサービスに関連して OS 及び運営事業者が負う損害賠償義務は、OS 及び運営事業者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害の原因となった本自転車等の利用にかかる利用料金の金額を上限として、利用者に直接かつ現実に生じた損害の賠償に限られるものとし、それ以外の損害については責任を負いません。本アプリサービス、本シェアサイクルサービスを利用できなかつたために発生した代替交通手段の費用やその他通信費などは対象外となります。なお、前項に基づき OS 又は運営事業者が返金を行った場合、当該返金の金額は、OS 及び運営事業者の損害賠償債務に充当されるものとし、利用者はこれについて予め承諾するものとします。

## 第 20 条 (損害保険の付保)

1.OS は、利用者等による本シェアサイクルサービスの利用に関し、OS が別途定める内容の損害保険を付保するものとします。

## 第 20 条 (損害保険の付保)

1.OS は、利用者による本シェアサイクルサービスにより利用者が本自転車等を借り受けしている間については、以下の各号の条件のとおりの各種損害保険を付保するものとし、本規約の定めにより利用者が負担した損害賠償責任を次の補償限度額内で補償するものとします。

(1) 死亡・後遺障害 500 万円、入院保険金日額 3,000 円、通院保険金日額 1,500 円。

ただし入院保険金は 180 日を限度、通院保険金は 90 日を限度とします。また、事故発生日より 180 日を経過した入院や通院に対しては、保険金は支払いません。なお、本自転車等に搭乗している間のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。

(2) 賠償責任 対人対物共通保険金額 3 億円。

利用者の自転車の使用又は管理に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。ただし、本シェアサイクルサービスにより利用者が本自転車等に搭乗している間が補償期間となります。また、利用者の業務使用又は従事中において発生した事故による賠償責任は補償対象外となります。

2. 前項にかかわらず、OS は、本シェアサイクルサービスにより利用者が本自転車等のうち特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車（以下「電動サイクル」といいます。）を借り受けている間については、当社が保険会社と締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度にもとづき、本規約の定めにより利用者が負担した損害賠償責任を次の補償限度額内で補償するものとします。

(1) 傷害保険：①死亡・後遺障害 支払限度 500 万円 ②入院 支払限度 日額 3,000 円 ③通院 支払限度 日額 1,500 円  
なお、電動サイクルに搭乗している間のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。

(2) 対人賠償 1 名あたりの限度額：無制限

## 【新設】

<p><b>【新設】</b></p> <p>2.利用者等は、前項に定める損害保険について、OS が加入する損害保険の付保の対象とならない場合があることについて、予め承諾するものとします。</p> <p><b>【新設】</b></p>	<p><b>(3) 対物賠償 1 事故あたりの限度額：無制限</b></p> <p>3.前二項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。</p> <p>4.利用者は、前各項に定める損害保険については各種損害保険の概要を記載したもので詳細は保険約款に従うものであり、OS が加入する損害保険の付保の対象とならない場合があることについて、予め承諾するものとします。</p> <p>5.警察及び OS 又は運営事業者に届出のない事故、又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険会社及び OS の補償制度による損害補償が受けられないことがあることを、利用者は予め異議なく承諾するものとします。</p>
<p><b>第 21 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1.利用者等は、自己又はその代理人若しくは媒介者（以下、両者を併せて「関係者」といいます。）が、現在、以下のいずれにも該当せず、また属しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p><b>(1)～(9) 【略】</b></p> <p>2.利用者等は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p><b>(1)～(5) 【略】</b></p> <p>3.OS 若しくは運営事業者は、利用者等が前二項に定める各事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく、本自転車等利用契約を解除し、かつ OS 若しくは運営事業者が必要と認める措置を講じることができるものとします。</p> <p>4.OS 若しくは運営事業者は、前項の規定に基づき本自転車等利用契約を解除し、又は措置を講じた場合、当該解除又は措置によって利用者等に損害、損失及びその他費用等が生じた場合であっても、一切その責任を負わないものとします。</p>	<p><b>第 21 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1.利用者等は、自己又はその代理人若しくは媒介者（以下、両者を併せて「関係者」といいます。）が、現在、以下のいずれにも該当せず、また属しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p><b>(1)～(9) 【現行どおり】</b></p> <p>2.利用者等は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p><b>(1)～(5) 【現行どおり】</b></p> <p>3.OS 若しくは運営事業者は、利用者が前二項に定める各事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく、本自転車等利用契約を解除し、かつ OS 若しくは運営事業者が必要と認める措置を講じることができるものとします。</p> <p>4.OS 若しくは運営事業者は、前項の規定に基づき本自転車等利用契約を解除し、又は措置を講じた場合、当該解除又は措置によって利用者に損害、損失及びその他費用等が生じた場合であっても、一切その責任を負わないものとします。</p>

<p><b>第 22 条（権利義務の譲渡）</b></p> <p>1. <u>利用者等</u>は、本自転車等利用契約に基づく利用者の権利若しくは義務、又は本自転車等利用契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。</p> <p>2. OS 又は運営事業者が、本シェアサイクルサービスに関する事業を第三者に譲渡したときは、OS 又は運営事業者は、当該事業譲渡に伴い、本自転車等利用契約上の地位、権利及び義務並びに利用者に関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、<u>利用者等</u>は、予めこれに同意するものとします。</p> <p>3. 前項に定めるほか、OS は、<u>利用者等</u>の承諾を得ることなく、本自転車等利用契約上の地位、権利及び義務並びに利用者に関する一切の情報を譲渡又は移転することができるものとし、<u>利用者等</u>は、予めこれに同意するものとします。</p>	<p><b>第 22 条（権利義務の譲渡）</b></p> <p>1. <u>利用者は</u>、本自転車等利用契約に基づく利用者の権利若しくは義務、又は本自転車等利用契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。</p> <p>2. OS 又は運営事業者が、本シェアサイクルサービスに関する事業を第三者に譲渡したときは、OS 又は運営事業者は、当該事業譲渡に伴い、本自転車等利用契約上の地位、権利及び義務並びに利用者に関する一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、<u>利用者は</u>、予めこれに同意するものとします。</p> <p>3. 前項に定めるほか、OS は、<u>利用者の</u>承諾を得ることなく、本自転車等利用契約上の地位、権利及び義務並びに利用者に関する一切の情報を譲渡又は移転することができるものとし、<u>利用者は</u>、予めこれに同意するものとします。</p>
<p><b>第 23 条（通知）</b></p> <p>1. OS 又は運営事業者は、本シェアサイクルサービス又は本自転車等利用契約に関連して<u>利用者等</u>に通知をする場合には、本アプリ又はウェブサイト上に掲示する方法、又は登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信又は送付する方法にて実施します。</p> <p>2. 【略】</p> <p>3. <u>利用者等</u>は、自らの責任において、通知の受信又は受領を可能とするための設定を行うものとし、<u>利用者等</u>による設定に起因する通知の不到達等について、OS 及び運営事業者は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p><b>第 23 条（通知）</b></p> <p>1. OS 又は運営事業者は、本シェアサイクルサービス又は本自転車等利用契約に関連して<u>利用者</u>に通知をする場合には、本アプリ又はウェブサイト上に掲示する方法、又は登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信又は送付する方法にて実施します。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. <u>利用者は</u>、自らの責任において、通知の受信又は受領を可能とするための設定を行うものとし、<u>利用者</u>による設定に起因する通知の不到達等について、OS 及び運営事業者は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p><b>第 24 条（準拠法及び裁判管轄）</b></p> <p>1. 本規約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されるものとします。</p> <p>2. 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的同意管轄裁判所とします。</p>	<p><b>第 24 条（準拠法及び裁判管轄）</b></p> <p>1. 本規約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されるものとします。</p> <p>2. 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的同意管轄裁判所とします。</p>

<b>【新設】</b>	<p><u>3.本規約の正文は日本語版とし、日本語版と翻訳版との間で解釈に相違が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</u></p>
<p>【2018年12月20日改定】 【2019年03月13日改定】 【2019年03月28日改定】 【2020年08月03日改定】 【2022年04月01日改定】 【2023年10月30日改定】 【2024年01月22日改定】</p>	<p>【2018年12月20日改定】 【2019年03月13日改定】 【2019年03月28日改定】 【2020年08月03日改定】 【2022年04月01日改定】 【2023年10月30日改定】 【2024年01月22日改定】 <u>【2026年02月03日改定】</u></p>